3　国及び地方公共団体の責務

⑴　国は、貨物自動車相互間の中継輸送に関する情報の提供、貨物自動車相互間の中継輸送を行い、又は行おうとする者への助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑵　地方公共団体は、貨物自動車相互間の中継輸送を行う者に対し、その実施に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。（第二十九条の三関係）

4　事業者の責務

⑴　一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、相互に連携し、及び協働し、貨物自動車相互間の中継輸送を実施するよう努めなければならないものとする。

⑵　荷主及び倉庫業者等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、貨物自動車相互間の中継輸送の円滑な実施に協力するよう努めなければならないものとする。（第二十九条の四関係）

5　基本方針

国土交通大臣は、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関し、基本的な方針を定めるものとする。（第二十九条の五関係）

6　貨物自動車中継輸送実施計画の認定等

⑴　貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者は、共同して、貨物自動車中継輸送実施計画を作成し、その貨物自動車中継輸送実施計画が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

⑵　国土交通大臣は、貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること、貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設が国土交通省令で定める基準に適合するものであること等の要件に適合するものであると認められるときは、その認定をするものとする。

⑶　⑴の認定を受けた者は、認定貨物自動車中継輸送実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならないものとする。

⑷　国土交通大臣は、認定貨物自動車中継輸送実施計画が⑵の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。（第二十九条の六、第二十九条の七関係）

7　貨物自動車中継輸送事業の促進

⑴　貨物自動車運送事業法等の特例

貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者が貨物自動車中継輸送実施計画の認定を受けたときは、貨物自動車運送事業法、自動車ターミナル法又は倉庫業法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなすものとする。（第二十九条の八～第二十九の十関係）

⑵　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による貨物自動車中継輸送事業の推進

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、貨物自動車中継輸送事業を推進するため、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された事業の実施に必要な資金の出資及び貸付け等の業務を行うものとする。（第二十九条の十一関係）

⑶　都市計画法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された特定貨物自動車中継輸送施設の整備の実施のため都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。（第二十九条の十二関係）

8　雑則

報告の徴収について所要の規定を設けるものとする。（第二十九条の十三関係）

9　罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。（第七十七条、第七十九条関係）

10　その他

その他所要の改正を行うものとする。

11　附則

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（附則第一条関係）

⑵　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第三条関係）

⑶　この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行う。（附則第四条～第六条関係）

◇老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第百六十七号）（国土交通省）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

◇マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百六十八号）（国土交通省）

1　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

2　この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第百六十九号）（文部科学省）

1　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四十一条の二第二項の規定に基づき、著作物等の公衆送信等を行うことができる裁判手続を規定する法律を定める。（第二条の四関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　この政令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則関係）

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第百七十号）（こども家庭庁）

1　児童相談所設置市の指定

柏市を児童相談所設置市に指定する。（第四十五条の二関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和九年二月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）